

各都道府県高等学校(芸術)文化連盟会長 様

公益社団法人全国高等学校文化連盟
会 長 川崎 広幸

全国高等学校総合文化祭開催基準規程『第10条 高総文祭参加資格』について

日頃より、高校生の芸術文化活動の振興発展のために種々ご尽力いただき感謝申し上げます。

今年度開催されました第48回全国高等学校総合文化祭岐阜大会も無事成功裏に終わり、開催運営にあられた岐阜県をはじめ、ご協力いただいた各都道府県高等学校(芸術)文化連盟に厚く御礼申し上げます。

さて、全国高等学校総合文化祭の開催にあたり、「高総文祭参加資格」の問題につきましては、「全国高等学校総合文化祭開催基準規程」に「参加資格」として下記のように定めております。

つきましては、各都道府県事務局におかれましては、今一度その規程をご確認いただくとともに、各都道府県関係専門部及び参加校に規程の周知徹底が図られるようお願いいたします。

なお、本件に関する窓口は全国高文連となります。第10条にかかわる問題がある場合には、直接、各都道府県高(芸)文連事務局から全国高文連事務局にご連絡をいただきますようお願いいたします。

記

全国高等学校総合文化祭開催基準規程
(高総文祭参加資格)

第10条

参加者は都道府県高等学校(芸術)文化連盟に加盟し、都道府県高等学校(芸術)文化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒で、当該部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとする。

ただし、上記によらない生徒の参加については、本連盟会長と開催地実行委員会会長が協議し決定する。

【参考】 全国高総文祭検討委員会答申(H31.1.29)

- 全国高総文祭への中学生の参加については、基本問題検討委員会答申(平成25年12月)を踏まえ、全国高文連が窓口になり、開催県実行委員会及び対象専門部と個々に協議し、やむを得ない場合は参加を認めている。(合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、マーチング・バトン等)

中高一貫校において、中学生と高校生が日常的に活動していること、中学生が参加しないと発表・演奏に支障がでること、中学生が参加生徒の半数を超えないこと、いずれにも該当する場合には弾力的に対処することとする。但し、順位が定まるコンクール形式の部門においては、中学生が参加した場合には審査の対象外とする。